

アマチュア無線の社会貢献活動での活用について

－社会と繋がるアマチュア無線ガイドライン－

令和3年9月

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

1. はじめに

諸外国では、台風・地震・津波等が起こった際には、災害復旧等にあたるボランティア活動でアマチュア無線が活用されています。我が国においてもこれまで被災地の通信確保等において、アマチュア無線が重要な役割を果たしてきました。そして、これまでのアマチュア無線の運用実績等を踏まえ、非常災害時等のボランティア活動や国及び地方公共団体等の施策において、「共助」を背景としてアマチュア無線の活用が認められました。こうした活用についての定義の明確化及び電波の有効利用、アマチュア無線の地位向上の観点からアマチュア無線が地域社会に貢献できるようにするため、令和3年3月10日、電波法施行規則等の改正の公布が行われ、同日付けで施行されました。

このことによりアマチュア無線の社会貢献活動における活用について、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）ではガイドラインを次のとおり策定することにしました。

2. アマチュア無線の社会貢献活動での使用

（1）これまでのアマチュア無線の社会貢献活動に関する事例

社会貢献活動におけるアマチュア無線の利用については、主に非常災害時の通信確保等があります。

平成7（1995）年1月に起こった阪神淡路大震災では、交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣住居者や知人等の安否の照会、公共サービスの実施状況の伝達の支援等を行い、当連盟は郵政大臣（現総務大臣）より感謝状をいただきました。

また、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、被災地各地の情報収集及び行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拠点での中継局等の設置や対策本部等への無線機貸出等の通信支援などが行われました。

令和元（2019）年10月の台風19号の際には、アマチュア無線でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行き、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続し救助活動のサポートをしました。

このような非常災害時以外にも地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信及び通報等に、個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されています。

（2）アマチュア無線の社会貢献活動に使用できること

今回の電波法施行規則等の改正により、アマチュア無線で使用できる範囲が拡大されました。

電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務」については、次の2つが決められています。

①「特定非営利活動促進法第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務」です。

この「特定非営利活動促進法」の第二条第一項で定められている内容ですが、次の20項目の活動となります。

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

②「国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務」となります。

いずれに使用する場合であっても、「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う通信」であることはこれまでどおりであり、「営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。」

こととなっています。

今回の改正により、どのようにアマチュア無線を活用することができるのかを次のとおりまとめることにしました。

3. 社会貢献活動での運用等について

(1) 社会貢献活動でアマチュア無線の使用に必要なこと

アマチュア無線が社会貢献活動に使用できるようにはなりましたが、アマチュア無線の運用には、無線設備を操作するための「無線従事者免許証」と無線局設備に与えられる「無線局免許状」はこれまでどおり必要となります。

無線設備を操作するための無線従事者免許証を取得するには、公益財団法人日本無線協会が行っている国家試験を受験して合格するか、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（JARL）等の養成課程講習会を受講して修了試験に合格するのか、いずれかの方法があります。

自動車の免許は、取得している免許によって運転できる自動車の種類が異なりますが、アマチュア無線も運転免許と同じように資格の種類によって操作できる範囲が異なります。

アマチュア無線の資格は、第1級アマチュア無線技士から第4級アマチュア無線技士の4つの資格があります。それぞれの資格で、運用することができる周波数帯や電波型式（モード）、空中線電力が異なります。

自動車の免許を取得した後、実際に運転するためには自動車が必要になります。アマチュア無線も同様で、電波を発射するためには、無線設備を準備しなければなりません。

公道を走る自動車には、車検証が備えられていなければなりません。アマチュア無線も同様で、電波を発射する無線設備には「無線局免許状」を備えなければなりません。

「無線局免許状」の申請の方法については、無線機を購入された販売店やアマチュア無線を楽しまれているご友人、当連盟などにご相談ください。

なお、「無線従事者免許証」が更新のない生涯免許であるのに対して、「無線局免許状」は最大5年間となります。期限切れなどが生じないようにご注意ください。

アマチュア局を開局しようとする、無線従事者の資格取得の勉強を開始して国家試験や講習会を経て資格取得までに数ヶ月、無線局免許状の取得に1ヵ月程度の時間がかかります。これから社会貢献活動でアマチュア無線を活用する計画がある場合は、なるべく早い時期から準備を始めてください。

なお、アマチュア無線の使用については、これまでどおり「金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う」ものでなければなりません。公共事業でダンプカーやトラックなどを配車する場合は、アマチュア業務に該当しないため使用することはできません。

また、アマチュア無線では、秘話・暗号を使用することは認められていません。多くの方がアマチュアバンドを受信しています。個人情報など秘匿性の高い内容が含まれた通信を行う場合は、他のシステムによる通信を検討してください。

(2) 使用する無線機について

ハンディトランシーバーは、社会貢献活動に使用する無線機として、利用頻度が極めて高いと思われる無線設備です。一般的なハンディトランシーバーであれば、すべてのアマチュア無線技士の資格で操作することが可能であり、万が一の災害時に停電となった場合にも乾電池で動作するものがあります。携帯電話やスマートフォンが利用できない時、予備の通信ツールとして活躍できる可能性があるものです。

いざ社会貢献活動や災害時に使用しようとしても普段から使用していない無線機を使いこなすことは難しいものです。いつでも操作できるように普段から操作方法について理解を深めておくことが必要です。

また、台風や地震などの災害時に備えて、日頃から無線機の保守・点検や乾電池等の電源の確保についても心がけておくことが大切です。

(3) 使用する周波数について

社会貢献活動でアマチュア無線を使用する場合、おそらく144MHz帯と430MHz帯のハンディトランシーバーを使用する機会が多くなると思います。

アマチュア無線では、使用できる電波型式（モード）や運用できる周波数がバンドプランとして告示されています。ハンディトランシーバー多くは、周波数変調（FM）によるものが多く、バンドプランの「広帯域の電話」の区分で使用することになります。

広帯域の電話での通信には、いわゆるメインチャンネルといわれる呼出周波数（144MHz帯では145.00MHz、430MHz帯では433.00MHz）があり、その周辺ではアマチュア無線の通信がアクティブに行われています。

社会貢献活動での使用は長期時間での使用も考えられることから、JARLとしては、バンドプランの「全電波型式」区分（144MHz帯では145.65MHz～145.80MHz、430MHz帯では438.00MHz～439.00MHz）での使用を推奨いたします。

もちろん、ハンディトランシーバー以外や144MHz帯または、430MHz帯以外の周波数の使用も可能ですが、前述のとおり長時間使用する場合には、使用する周波数を十分に受信して、隣接周波数で運用している局へ混信をあたえないよう配慮することを願いますとともに社会貢献活動で使用していることを定期的にアナウンスすることをお勧めします。

また、アマチュア無線を運用する際には、くれぐれもコールサインの送出やバンドプランを守った運用をしてください。

(4) 無線システムの選択肢としてのアマチュア無線

社会貢献活動へのアマチュア無線の活用については、総務省でも「アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線通信システムの選択肢の一つとして使用することができることと」するとしています。

このことからアマチュア無線を活用した社会貢献活動において、「アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としてアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられる」とされています。

社会貢献活動へのアマチュア無線の活用については、

- ・アマチュア無線有資格者がアマチュア局を開設して行うものです。
- ・企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- ・アマチュア局免許人に社会貢献活動を強制するものではありません。

(5) アマチュア無線にできないこと

今回、改正が行われても「仕事（企業等の営利法人等の営利活動）」には、アマチュア無線を使うことができません。たとえそれが結果的に社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動を通してのものであればアマチュア無線の使用は認められません。

アマチュア無線以外にも社会貢献活動に活用できる通信手段として、「デジタル簡易無線局（登録局）」や「特定小電力無線」などがあります。

特に「デジタル簡易無線局（登録局）」は、総務省（総合通信局等）への簡単な手続きで使用できる無線従事者の資格が不要な無線局で、免許人以外による使用が可能、企業等における業務通信やレジャー通信での使用できるなど、制約が少ない無線システムです。

活動の内容や状況に応じて適切なものをご使用ください。

また、社会貢献活動においてアマチュア無線を使用するためには、前述のとおりアマチュア無線従事者免許とアマチュア無線局免許が必要です。いわゆる業務局のように有資格者の監督が行われていても、無資格が使用することはできません。

すでにアマチュア無線局の免許をお持ちの方であれば、社会貢献活動を行う際に総務省への手続きは不要です。

アマチュア無線を社会貢献活動で使用する場合であっても、電波法令を守ってください。電波法令に違反すると罰則を受けることになります。

代表的なルールとしては、次のようなものがあります。

- ・コールサイン（呼出符号）を必ず言いましょう。
- ・周波数の使用区分（バンドプラン）を守りましよう。
- ・他の無線局などに妨害を与えてはいけません。

4. JARL の活動について

(1) 登録クラブや支部活動の一環として

各地方自治体等とアマチュア無線の連携については、すでに登録クラブや支部活動の一環として、防災に関する協定を締結するなど「共助」が図られてきています。

これまで非常通信（電波法第52条第4号）に該当するかどうかは免許人の判断により柔軟に行うこととしていますが、非常通信の性格から有線通信（携帯電話等も含む）を利用することが著しく困難であるときなどの制約がありました。

しかし、今回の改正より、非常通信であるかどうかにかかわらず、非常災害時から災害復旧時まで、継ぎ目のない支援をアマチュア無線により行うことが可能となりました。

また、防災に関する地方自治体との連携等に限ることなく、今後は、マラソン大会・体育大会、地域のイベント・お祭りなど地方自治体が主催する様々なイベントやボランティア活動・公の地域活動での利用が可能になります。

是非、この機会に地元自治体や防災の観点にかかわらず、積極的な地域社会との交流とアマチュア無線の活用により、より一層のアマチュア無線の社会貢献活動と地位向上にご協力をお願いいたします。

●ボランティア活動・公の地域活動での主な利用例

- ・ マラソン大会・体育大会
- ・ 花火大会
- ・ 地域のイベント・お祭り
- ・ 児童の登下校補助
- ・ 学校行事
- ・ 地域の清掃活動
- ・ 地域の観光案内など
- ・ 地域の交流イベント
- ・ 地域のボランティア活動
- ・ 電波教室 など

●災害ボランティアでの主な利用例

- ・ 自主防災活動
- ・ 避難所運営・安否確認
- ・ 避難情報の収集・避難者の誘導
- ・ 被災状況の確認
- ・ 避難所・ボランティアセンターの運営
- ・ 炊き出し

- 支援物資の仕分け・運搬
- がれきの撤去
- 倒壊家屋の片付け
- 被災者の集い など

(2) 自治体の関係者の皆様へのお願い

社会貢献活動においてアマチュア無線が活用できるようになりました。

すでに、自治体と地域のアマチュア無線団体・クラブ等との間で災害時応援協定等が結ばれ、災害情報の収集・伝達が行われている地域も多いと思われますが、今後は、災害ボランティアに限らず、地域イベントなど様々な活躍の場が広がります。

是非、この機会に災害ボランティア活動や地域イベントにおける地元のアマチュア無線団体・クラブ等の協力についてご検討をお願いいたします。

(3) 地域活動への共助

アマチュア無線家の皆さんは、各地域で開催されるイベントなどに積極的に協力し、地域住民の方々にアマチュア無線の有用性を周知していただき、アマチュア無線のより一層の地位向上にご協力をお願いいたします。

なお、特に災害対策基本法では、国及び地方公共団体とボランティアとの連携が定められており、今回の改正により、より一層の地域活動におけるアマチュア無線の活躍が期待されているところです。

(4) 社会貢献活動への使用にあたって

アマチュア無線は業務用の無線局と異なり指定周波数の免許ではなく、アマチュア無線の周波数帯での免許となります。同じ周波数帯には多くのアマチュア局が運用しており、社会貢献活動の運用時でも他のアマチュア局との混信等が考えられますが、社会貢献活動の運用であっても特に優先権があるわけではありません。周波数は譲り合って使用してください。

なお、社会貢献活動にもアマチュア無線の活用内容が広がりましたが、アマチュア無線の社会貢献活動への使用については強制されるものではありません。社会貢献活動にアマチュア無線を使用する場合には、自己判断で無理のない範囲で協力をするようにしてください。

また、社会貢献活動におけるアマチュア無線の使用においては、JARLの活動では無償ボランティアを基本としています。また、有償の場合は、当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内とするようにご注意ください。

(5) 身近な行事等への協力体制の強化について

JARL では、アマチュア無線の社会貢献活動への使用で、より一層の地域社会

への協力体制の強化を図っていきたいと考えます。

まず、社団会員や登録クラブの皆さんは、地元地方自治体との連携強化を、各支部は各都道府県との連携強化を進めていただきたいと考えています。

そのために、社団会員や登録クラブの皆さんは、まず地元で開催されている防災訓練やイベント等に積極的に参加・協力し、アマチュア無線を活用した協力体制の構築を検討してみてください。

それをもとに、地元、地方自治体との協力、万が一の災害の際などに地方自治体に協力をするような提携ができれば、よりよい関係強化に繋がるものと考えます。

また、各支部においても、各都道府県が開催する防災訓練やイベント等に参加・協力することにより、各都道府県との協力体制の構築を検討してください。

各支部においても、万が一の際に、各都道府県との関係強化を図ることができれば良いと考えます。

(6) 各地方自治体等の取り組み

個人の方でも様々な社会貢献活動に参加することは可能です。

すでに次のような社会貢献活動へのアマチュア無線家への協力が各自治体や社会福祉協議会などから求められています。

地域のアマチュア無線クラブに加入されていない方でも社会貢献活動への参加・協力が可能ですので、お住まいの地方自治体の社会福祉協議会へお問い合わせください。

多くの地方自治体や社会福祉協議会では、アマチュア無線家の方からの協力を待っています。

<協力依頼の例>

(千葉県市原市の Web)

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237ba8ece4651c88c18cb2>

(千葉県船橋市の Web)

<https://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/taisaku/p008922.html>

(神奈川県逗子市の Web)

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/bousai/p06876.html>

(山梨県富士川町の Web)

<https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/bosai/bosaibohan/musen-saigai->

bora.html

(松山市社会福祉協議会のWeb)

<https://www.matsuyama-wel.jp/vc/2021/04/post-107.html>

5. 最後に

諸外国ではアマチュア無線の社会貢献活動が活発に行われています。我が国においても地域社会の行事等において、アマチュア無線を活用することが認められました。

私たちアマチュア無線家には、無線を通じたネットワークと日々の運用で培った通信技術があります。

このネットワークと通信技術をもって、地域に根ざした活動を行うことで地域社会の一員としての役割をはたすとともに、地域社会と繋がるアマチュア無線の在り方を考えていきたいと思っておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年9月11日 制定

(参考)

- アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方

(総務省 電波利用ホームページ)

https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama_social_contribution/index.htm

- アマチュア局による非常通信の考え方

(総務省 電波利用ホームページ)

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/amahijyo/>

- JARL 非常通信マニュアル

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-4_Hijou/index-manual.htm

- アマチュアバンドプラン

https://www.jarl.org/Japanese/A_Shiryo/A3_Band_Plan/bandplan20200421.pdf

(関連団体 Web)

- 総務省

<https://www.soumu.go.jp/>

- 総務省 電波利用ホームページ

<https://www.tele.soumu.go.jp/index.htm>

- 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 (JARL)

<https://www.jarl.or.jp/>

- 公益財団法人日本無線協会

<https://www.nichimu.or.jp/>